

## 2017年6月通常会議 農業委員会議案に対する討論

2017年6月30日

立道 秀彦

私は日本共産党を代表して、  
議案第88号 農業委員会に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分1以上とすることについて、反対討論を行います。

本議案は、一昨年の国会で、農協「改革」関連法の一環として農業委員会等に関する法律の「改正」が成立し、2016年4月より施行されたことに伴う議案であります。

農業委員会の性格の一つは、農地法などに基づく農地行政を主に担う行政委員会です。もう一つは委員の多数が農民の直接選挙で選ばれる（公選委員）ことや、農民の意見を農政に反映することが業務の一つとされることから生じる「農民の代表」機関という性格です。1951年の制度発足当時から、たびたび法改正が行われて、農政の下請け機関としての位置づけは強まりましたが、「農民の代表」機関としての性格は維持されてきました。しかし今回は、農業委員の選出方法を、公選制から市町村長の任命制に変えられ、農業者からの「建議」が除外されるなど農業者の「自治」が大きく後退をさせられました。このことにより農業委員会の「農業者の民主的な機関」としての性格を法律から消し去り、農民の代表機関としての権限を弱め、市長など行政機関の恣意的な選任が懸念されるところです。

日本の農業の再生のためには、大規模化や農家の選別の押し付けをやめ、意欲ある農業者すべてを大事にする農政が求められています。

企業の参入により家族農業者などの声が届きにくくなり「農家の代表」「農家の番人」としての農業委員会役割が大きく変わることが危惧されることから議案第88号に反対するものです。